

## 埼玉県ユニバーサルデザイン推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できる社会の実現を目指して、ユニバーサルデザインによる埼玉県づくりを総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県ユニバーサルデザイン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次の掲げる事項を審議するものとする。

- (1) ユニバーサルデザイン推進の基本に関する事項
- (2) ユニバーサルデザイン推進事業の調整に関する事項

### (組織)

第3条 推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、文化振興課を所管する県民生活部県民スポーツ文化局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長は、その審議事項の内容により、委員の全部の出席を求められないと認められるときは、委員の一部の出席を求めて推進会議を開催することができる。
- 3 議長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、推進会議に出席するよう求めることができる。
- 4 議長は、会議における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておくなければならない。

### (幹事会の設置)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、県民生活部文化振興課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰するものとする。

6 幹事会は、推進会議に付議すべき事案の事前の審議、調整及び推進会議において指示された事項の審議を行うとともに、ユニバーサルデザインの推進について必要な庁内の連絡及び調整を行うものとする。

7 幹事長は、審議事項の内容により、幹事全員の出席を求める必要がないと認めるときは、幹事の一部の出席を求めて幹事会を開催することができる。

8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会に出席するよう求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 幹事長は、ユニバーサルデザインの推進について必要な庁内の調整を行うために、関係各課等で構成するワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第7条 推進会議及び幹事会の庶務は、県民生活部文化振興課において処理する。

(要綱に定めない事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表 1 (委員)

秘書課長、各部それぞれ主管課を所管する副部長又は局長、出納総務課長、企業局総務課長、下水道局下水道管理課長、議会事務局副事務局長、監査事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局副事務局長、教育局教育総務部副部長、警察本部総務部理事官(兼)総務課長

#### 別表 2 (幹事)

秘書課、各部主管課、出納総務課、企業局総務課、下水道局下水道管理課、議会事務局総務課、監査事務局監査第一課、人事委員会事務局総務給与課、労働委員会事務局審査調整課、教育局総務課及び警察本部総務課の総務調整事務を担当する主幹又はこれに相当する職(主査級を含む。)